

九条家領の成立と道家惣処分状について

飯 倉 晴 武

はじめに

一 九条家領の成立

九条家文書は庄園研究の中で、摂関家領庄園、あるいは公家領の在り

(1) 摂関家領の分裂

方、性格を明らかにしうる重要な史料として学界の注目をひき、宮内庁書陵部としては、鋭意整理をすゝめるかたわら、図書寮叢刊として刊行、ここに約三千通の文書を紹介した。九条家領の研究はこれからさかんになると思われるが、文書紹介を分担した者として、九条家領成立の意味と、それを規定した九条道家惣処分状の意義をまず考えておきたい。惣処分状については、すでに竹内理三氏の詳細な紹介があるが、⁽¹⁾当時、氏の利用できなかった史料もあり、藤原氏長者家の分裂ともいえる五撰家の成立にかゝわる九条家内部の分立問題にも関連があるので、あらためて惣処分状全体を検討し、これの意義を明らかにしたい。

摂関家には氏長者が氏行事をまかんだり、氏院寺を維持するための殿下渡領があり、十一〜二世紀の間に固定化した。⁽²⁾これは氏長者の間で引継ぐもので、分割はもちろん、氏長者以外への処分は許されないものであった。この外に摂関家の日常生活および後宮に入った子女の婚資として使用するものなど、当主による処分可能な家領がある。ここで取上げるのは後者の方である。摂関家領について、十世紀末から十三世紀中頃まで（十二世紀末からは近衛家領として）の相続については、義江彰夫氏「摂関家領相続の研究序説」⁽³⁾に精細に論証されている。それによって十二世紀中頃までの摂関家領の伝領形態をみると、頼通によって分割処分された家領が十二世紀はじめに、曾孫忠実のもとに再び集中される。すなわち、祖父師実（号京極殿）の京極殿領、祖母麗子からの冷泉宮領、⁽⁴⁾師

実の妹寛子（後冷泉天皇后、号四条宮）の四条宮領、母全子（号一条殿）からの一条北政所領・また後朱雀天皇の皇女で頼通に養育された祐子内親王（号高倉一宮）の所領等である。忠実はこちらの家領を長子忠通・女子泰子（鳥羽上皇后・高陽院）に譲った。ところがその後、忠実は二男頼長を寵愛し、忠通を義絶し、家領も取返してしまった。また高陽院は忠実より先に没してしまい、彼女に譲った所領も再び忠実に戻された。しかし、保元の乱で頼長が敗れ、忠実の持つ摂関家領が没官されかゝると、忠実はすべての家領を再び忠通に譲った。ただし、頼長に譲られた十七箇所の所領は没官され、後院領に組み入れられた。かくて高陽院領を含む家領を相続した忠通は、十二世紀中頃その大部分を長子基実に譲り、一部を女子聖子に譲ったのである。

聖子は大治四年（一一二九）崇徳天皇の女御となり、翌年皇后に冊立せられ、久安六年（一一五〇）二月皇嘉門院の院号宣下を受けられ、養和元年（一一八一）十二月五日薨ぜられた方である。基実に譲られた家領は、その後平氏および弟の松殿基房の介入があったが、結局、基実の長子基通に伝領され、近衛家領となったが、皇嘉門院聖子は父忠通から譲られた所領を本宗に戻すことはせず、異母弟兼実とその長子良通に譲った。摂関家領の分裂がここにみられ、九条家にとっては家領の基盤獲得となった。

皇嘉門院が兼実父子に所領を譲った理由について考察を加える。この両者の関係について、多賀宗隼氏は「非常な深さとひろがりがあった

て、それは兼実の生活、とくに経済生活において最も重要な意味をもっていたのであり、門院との関係は、その基盤の上に考えられねばならない」と、非常に示唆的なことをいっておられる。多賀氏もふれておられるように、兼実の住いは九条の地で、この近くの法性寺境内にある最勝金剛院は、忠実が夫人で皇嘉門院の生母宗子のために創建したもので、同院に寄せられた院領は皇嘉門院領の核となっていた。兼実の経済生活で皇嘉門院と密接な関係とは、同門院領の実際の管理をしていたということであろうか。宗子の忌日九月十五日は最勝金剛院での重要な仏事で、兼実はこの日必ず門院のところへ参じている事実が知られている。⁽⁸⁾

この仏事の沙汰も兼実がやっていたのであろうか、詳細は不明であるが、門院没後は九条家が管領している。⁽⁹⁾ つぎに良通であるが、彼は幼い時から皇嘉門院に養育され、門院の養子となっていた。⁽¹⁰⁾ 門院の良通への愛情はなみなみならぬものであって、門院の臨終の際の遺言も「只被_レ申_下大将_之外、無_二思置事_一之由_上」ということであった。⁽¹¹⁾

皇嘉門院が兼実・良通父子に所領を譲ったいきさつは右のとおりであるが、摂関家領の分裂をもたらすこのような事が何故可能であったのか。義江氏は十三世紀以後の摂関家領相統変質上の特質の一つとして、女子の一期知行の確立をあげておられる。この事は当然それまでは確立していなかったということである。摂関家領の伝領過程で、女子分をみると、頼通―隆子から伝領された高倉一宮祐子はその家領処分を行わずに薨じた結果、忠実の積極的運動によって、これを回復したといいい、同

じく頼通から家領を譲られた寛子は、その内の五箇所を、撰関家に関係のない白河天皇々女禊子内親王に分与した。⁽¹³⁾ また忠実⁽¹⁴⁾は女高陽院が没すると、直ちに所領を回収した⁽¹⁴⁾という事は、この所領が次の相続まで規定されておらず、分散をおそれたからであろう。二条天皇中宮育子は、皇嘉門院と同じく忠通から家領の譲りを受けたが、その所領は撰関家に戻っていない⁽¹⁵⁾という。以上からみて、十二世紀末まで撰関家領の処分を受けた子女の所領は、特に一期知行の規定はなく、その没後、撰関家の権威あるいは努力で回収されるという事々、それが子女の没後に行われるということから、その子女も格別のものに譲らないで、処分は撰関家にまかせるといふことが慣習であったと思われる。撰関家の夫人が生家から譲られた所領が、やはり生家に戻さず、撰関家領に組入れられることも、当時女子一期知行の規定がなかったからである。女子一期知行規定が、処分状に明記されるようになったこと、あるいは、子女の婚資等として一期規定を付さない場合は、極端に所領数を減少するようになったのは、撰関家領が近衛・九条家領に分裂した後のことである。以上のことから、皇嘉門院にもその所領について、一期知行規定あるいは一期後の譲与先指定がなく、門院は従来の慣習を破り、撰関家本宗に返さず、兼実・良通に譲ったのである。この慣習を破ったことについては、後に最勝金剛院領は撰関の地位にある人が知行すべきであると批判が出たが、それは兼実等によって政治的に回避された⁽¹⁷⁾。

皇嘉門院の良通への譲状は、治承四年（一一八〇）五月十一日付のも

のが残されている⁽¹⁸⁾、記載された所領は最勝金剛院領十一箇所、九条領三十四箇所⁽¹⁹⁾、それに近江国寄人、和泉・撰津・近江三箇国の大番舎人等である。その本文は次のとおりである。

これらはいつこもよしみちのおさなかりしにみなたてまつりてき、それをさいそうこんかう院は一の人のしられむこそよからめといふ人とも^(基房)のありしかは、いへにとりて一の人しらるへしとて、まつ殿にと申たりしか度、ゆくす多^(良通)も大事に思はれむことかたし、大將は心さしもあ覽、又申おきた覽事などは、す多^(兼実)もたかへられしとおもへは、ゆつりにまかせて、す多^(兼実)もし覽はよかりなむとて、もとしたよめたりし定に、いつこもみなよしみち^(兼実)にたてまつりつるなり、まつとのたとへ^(兼実)たうをは、われし覽^(兼実)といふ事ありとも、もちゐらるまし、この定にゆめ^(兼実)たかふまし、おほい殿おはさんほとは、なに事もさたし給へし、のちはかならずかならずよしみち^(兼実)なしらるへし、

ちさう四年五月十一日

右の譲状をみると、良通の幼い時に譲ったが、最勝金剛院領は一の人の知行すべきものであるということから、時の撰政松殿基房に一度は譲ったが、それを悔返して、改めて良通に譲ったものであることが知られる。これについて九条家文書中に建長八年（一二五五）八月二十五日付の「九条家重書目録」⁽²⁰⁾（以下「重書目録」と称す）というのがある。これは九条家への所領譲渡者あるいは所領別に文書を二十三のグループに区分

した目録で、道家がまとめさせたものであろうが、彼の死後に完成したものである。この「重書目録」の最初の第一グループ十一通はとくに「重書」と銘され、その中に次のような讓状・処分状名が掲げられている。

- ① 一通 初度御讓状 嘉応二年四月十四日 春日御塔并最勝金剛院等領
- ② 一通 中度御処分 在建春門院御報状 承安五年四月五日
- ③ 一通 後度御処分 在停庵庄々并入道殿御筆讓状 治承四年五月十一日以之可為一定云々
- ④ 一通 惣処分状案 在法皇勅書 義和元年九月廿日所被奏也

右の①にある嘉応二年（一一七〇）に最勝金剛院領を処分できるのは、皇嘉門院しかない。また④惣処分状は養和元年（一一八一）九月二十日奏せられたもので、法皇勅書があるという。これについて『玉葉』同日条をみると、

晩頭、（皇嘉門院）参女院、入夜帰来、此日自女院以定能卿、被歴御覽於法皇之（後白河）書、御処分状也、即有御報、

とあり、この惣処分状案は皇嘉門院のものであることが明らかである。すなわち、この讓状類はすべて皇嘉門院から出されたものであることがわかる。このことから、さきに本文を掲げた治承四年の讓状は「重書目録」中の③であり、冒頭の「これらはいつこもよしみちのおさなかりしにみなたてまつりてき」ということは、①嘉応二年の初度讓状をさしていることである。その年、良通は四歳である。また「重書目録」中③の割注「以之可為一定」とあるのは本文の趣旨と一致する。讓状には、父

兼実が存命中は兼実がその沙汰をなし、後には良通が知行せよとの定めであった。皇嘉門院領すべてが良通に譲られたのではなく、兼実の弟兼房に二箇所、慈円に二箇所の所領と春日の塔が譲られている。

「重書目録」は後述のように、そこに掲げられた文書等は（21）道家惣処分状作成以前の九条家領の重要支証文書であって、その筆頭に皇嘉門院讓状があるということは、同門院領が九条家領成立の重要な基盤であったことを示すものである。

皇嘉門院は養和元年十二月五日六十歳で薨せられた。所領を譲られ、後事を託された良通も、そのわずか六年後の文治四年（一一八八）二十歳の若さで頓死してしまったので、門院領は兼実から改めて彼の一門に処分された。

(2) 兼実の家領処分

元久元年（一一〇四）四月二十三日、兼実は惣処分状（22）を作成し、家領の処分をした。処分にあずかったものは、宜秋門院、撰政良経、御堂御前、竜姫御前である。

宜秋門院は兼実の女で名は任子といい、建久元年（一一九〇）後鳥羽天皇の皇后に冊立せられ、正治二年（一一二〇）宜秋門院の院号をおくられた。兼実から譲られた所領は四人の内もともと多く、最勝金剛院および末寺領十一箇所、九条堂ならびに家地、女院庁分領三十六箇所が宛てられた。所領は合計四十七箇所である。このほかに近江国寄人、法性寺侍というのもある。この所領については、多くこれ相伝の領で、官省

符の地であり、或いはまた新立寄進の所等もあって、皇嘉門院から伝えられたものと、そうでない新収のものがあることがわかる。この四十七箇所の内、さきの良通宛皇嘉門院讓状にみえるものは三十六箇所である。宜秋門院に讓られた所領は、兼実惣処分の大分であるが、女院の没後は兼実の順孫道家に讓渡するよう定められている。いわゆる一期分である。また女院が道家の父良経より先立ったならば、良経がまず領知して、しかる後に道家に讓るように、或いはまた道家が早世あるいは器量ある人物にあらざれば、良経と相談して家を継ぐべき者に相伝すべしとある。

つぎに摂政があげられている。これは良通の死後、家嫡となった良経である。良経には備中国駄里庄と阿波国大野本・新庄の三箇所が讓られた。ただし、この三庄は祖母尼公の領所であるから、尼公の没後知行するようにとある。このほか、九条富小路にある邸宅と文書・日記・物具が讓られている。そして「右堂舎已下可為摂政分、子細同于先条」と書き置かれているのは、将来、道家に相伝するようということである。

御堂御前は故良通の室で、左大臣花山院兼雅の女である。²³二十二歳の若さで死んだ長子の未亡人をいとしんでか、家地堂舎と九箇所の所領が宛行われている。この内、加賀国小坂庄、同国勅旨田、但馬国赤崎庄の三箇所は御堂御前の本領で、本来、兼実も「不可知」の所である。また近江国田川庄と伯耆国長田庄の二箇所は法性寺領の内、御前の敵親左府兼雅からの譲りである。したがって残る四箇所、常陸國小鶴北庄、備

後国御調庄、阿波国河輪田庄、豊後国津守庄のみが、兼実の領知していた所領で、御前に讓ったところである。四庄とも皇嘉門院より相伝のものである。とくに御調庄は門院から兼実が讓られた庄園で、その権利は領家職である。預所職は先の花山院兼雅で、それを女の御堂御前に讓ったので、兼実は領家職をおくったのである。常陸國小鶴北庄は宜秋門院のところにもみえるが、これも権利が重層しているところであろうか。

右の他に竜姫御前に遠江國小奈御厨を讓るとある。同御厨の名は宜秋門院分にもみえていて、ここでは「不動年貢、不従庁役、然而入目錄被下官符了、仍注入之」とあり、竜姫御前の項では「件庄故皇嘉門院女房小輔房領也」とある。この竜姫御前は兼実の弟兼房の女で、²⁴皇嘉門院女房小輔房と関係あるものであろうか。詳細は不明である。

以上、兼実の惣処分状にみえる所領は六十箇所、御堂御前のその本領および彼女の父からの譲り分を除けば五十五箇所である。皇嘉門院の讓状は良通分しかないが、そこにみえる四十五箇所より多い分は、備後国御調庄のように兼実が直接伝領した所もあるし、新たに取得した所領もあつた。宜秋門院に讓られた所領数四十七箇所という数と、皇嘉門院が良通に相伝した所領数とほぼ合っているのは偶然だろうか、この事については不明であるが、あるいは九条家領基幹の所領数であろうか。とにかく、この数は兼実惣処分の八十五%にあたるが、一期分といいたがら女子に委ねたのは何故だろうか。兼実はその処分状において、摂関家領を女子に委附することは、上東門院、四条宮、高陽院等の例があり、家の

習であるといっている。十一、二世紀に摂関家領が子女に譲られた場合の実態は前節でみたが、多くそれは婚資であって、兼実が宜秋門院に譲ったのは、それと意味が異なると思われる。宜秋門院は兼実の家領処分より十四年以前に入内、後鳥羽天皇の后となっており、いまさら婚資ではあるまい。兼実が嗣子良経がいるのにもかかわらず、宜秋門院に一期分として譲与したのは別の理由であろう。

兼実は頼朝の援護で摂政、関白になったが、公武の関係、宮廷内の権力抗争によって、その地位は不安定であって、建久七年（一一九六）にはついに失脚してしまう。⁽²⁵⁾ 基幹家領たる皇嘉門院領も、先年兄で先に摂政関白になった基房より異論が唱えられ、相統権が主張されたことがあり、その時はまだ信頼のあった後白河院によって兼実に安堵されたものである。⁽²⁶⁾ このような事情を背景として考えると、兼実が宜秋門院に伝えたのは、家領の保護を望んでの行為であることは確実である。道家以後、摂関家において、兼実が家の習いといった大規模な女子一期相統がみられないのも合せ考えてみる必要がある。所領は女院に譲られたが、それが将来家嫡に相伝されるものである以上、現在の当主あるいは家嫡はどのような権利を保留していたのであろうか、これについて、兼実はつぎのように譲状に定めている。

当時雖為女院御沙汰、庄園訴訟、預所不当、如此之成敗更不存各別之儀、摂政偏可申沙汰也、凡奉於女院御事、若雖織介致疎略者、可招教令違犯之科、雖亡命之後、必可報酬也、深取此旨、敢勿違越、努力、女

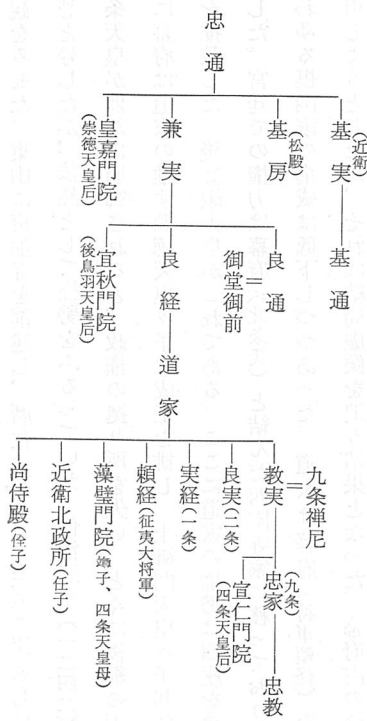
院又万事仰合摂政、可有御進退也、(中略)、庄園知行之輩、院中管領之人、若致如在、若有不法者、女院仰合摂政、任法可有科罰也(下略) 右にあるように、庄園における訴訟および預所の不当は、すべて摂政良経が申沙汰することになっていた。女院も万事を良経と申合すようにと定められていた。良経のこの権限は義江氏は裁判権、預所任免権といっている。とにかく、家領は女院に相伝されたが、家の当主たるものにも権限が保留されていることが、これで知られる。しかし、家嫡の良経は兼実の期待を裏切って、この処分が作成された翌建永元年（一二〇六）に頓死してしまい、順孫道家はまだ幼く、結果として、所領保護の為に宜秋門院に譲っていたのは賢明であった。

宜秋門院は兼実処分状の規定のように、その所領を道家に譲った。いま譲状本文は残っていないが、「重書目録」第七グループは銘に「宜秋門院御領文書、在御譲状」とあり、次の八通が掲げられている。

- ① 一通 御譲文在女院御書、又表紙以御筆被戴子細 相定殿下
- ② 一通 最勝金剛院領事女院仰、此御文当院家事 且可有御沙汰之趣也、
- ③ 一通 御庄々御讓文建保三年六月廿八日
- ④ 一通 大和泉庄并東御方事貞永元年
- ⑤ 一通 御領目録
- ⑥ 一通 御没後条々事天福元年十月廿三日 仮名書
- ⑦ 一帙 同事御仏事等事
- ⑧ 一通 同条々事承久三年九月草本也

これら讓状類は宜秋門院から道家に宛てたものであることは、その後、同女院領がすべて道家のもとにおかれていることから間違いない。右の内、年次記載のあるものを順に並べると、③(建保三)―⑧(承久三)―①(嘉禄三)―④(貞永元)―⑥⑦(天福元)となる。兼実処分状では、女院の没後、道家に譲られることになっており、女院の没年は暦仁元年(一二三三)なので、そのはるか以前に讓状が作られていることが知られる。最初の建保三年は道家二十三歳、内大臣で年末に右大臣となった年である。承久の乱前はこれ一通で、あとはすべて乱後のものである。④は特定事項、⑥⑦は没後事の定めで、所領全体の讓渡を確定的にしたのは①の嘉禄三年十一月十六日付けの、道家自ら子細を書き載せたという讓文であろう。この前年、道家の子頼経が正式に征夷大將軍に任命され、承久の乱後、摂政を解かれ、ひたすら幕府に対して身の潔白を示し

(九条家領相伝関係系図)



ていた道家にも、再び政界復帰が可能になった頃である。この讓文を受けた翌安貞二年(一二二八)暮には関白に帰り咲き、更にその翌年には女嬪子を入内させ、九条家の安定がみられた。嬪子は中宮となり、四条天皇御生母として、天福元年(一二三三)藻壁門院の院号がおくられた方である。道家はまさしく「家を継ぐ器量の人」であつたわけである。嘉禄三年という年は、宜秋門院は前年から度々病氣になつたところから、讓状が作成されたのであろう。ここに九条家領は女性でなく、はじめて一門の当主の手に、名実共に掌握されたわけである。

二 道家とその惣処分状

九条道家は十五歳迄の間に、父良経・祖父兼実を失つたが、それまでに正二位中納言まで昇進してしたこと、朝幕間の実力者西園寺公経の女倫子と結婚したことによって、以後も順調に出世した。承久の乱の時、仲恭天皇の摂政だったので、前述のように一時引籠つたが、息頼経が外祖父公経の斡旋で征夷大將軍になつた頃から、再び政界に復帰し、安貞二年(一二二八)近衛家実にかわつて関白となり、さらに長男教実が皇に立つと(四条天皇)、外祖父としての権勢をもつにいたつた。長子教実が二十六歳で先立つと、再び自ら摂政となり政務をみた。ついで次女任子を近衛兼経の室とし、兼経に摂政を譲り、近衛家をも一門に入れ

た観をみせた。東山に東福寺を創建し、暦仁元年（一二三八）出家して行慧と号したが、依然として権勢をふるっていた。仁治三年（一二四二）四条天皇が俄かに崩御されると、政権の抛り所を失い、とくに後継の天皇に幕府は道家の推す順徳天皇々子忠成王を排し、土御門天皇々子邦仁王を推戴した。後嵯峨天皇がこれである。ここに道家の権勢は頓座をきたした。宮廷での権力は幕府（北条氏）と結んだ西園寺家に移っており、いわゆる摂関家の権威は低下しつつあった。道家は幕府（將軍頼経）を利用しようとしたが、それは結局虚像を追う結果となった。幕府内の権力抗争である宮騒動（寛元四年^(二四〇)）、宝治合戦（宝治元年^(二四七)）は、執権北条氏の得宗勢力を強化するものであったが、その反対勢力に動かされているとして、道家の子で前將軍の頼経が京都に送還された。道家もその裏で画策していたとして、幕府から嫌疑をかけられた。道家はそれが事実無根であることを証するため、多くの起請文の類を寺社に納めたが、彼の政治的没落は決定的となった。建長二年（一二五〇）失意の中で、九条家一門の防護と再建のために作成されたのが、彼の惣処分状⁽²⁹⁾である。

道家がその惣処分状で所領を譲渡した宛先は寺院を除くと、宣仁門院・近衛北政所・九条禅尼・尚侍殿・前摂政（一条実経）・右大臣（九条忠家）・姫君の七人である。次子良実はこの処分状の対象からはずされている。道家はこの良実を不孝の子、悪性閔白と罵っているほど、この父子の間は不仲である。道家は長子教実亡きあと、第三子実経を鐘愛したといわれ、ために良実は外祖父西園寺公経の保護を受け、四条天皇崩御

後、幕府のおした後嵯峨天皇のもとで閔白となった。それもやがて、後深草天皇への讓位の際、院・天皇および周辺の反対を押し切って、道家は強引に閔白職を実経に譲らしてしまった。良実の不満も大きかったはずである。この父子を決定的に離反させたのは、宮騒動・宝治合戦の際、関東に密告し、道家の身を危くさせたのは良実であるということである。「九条道家遺誡⁽³⁰⁾」の前閔白良実不孝事という項で、

而偏任避韻廻奇媒^(謀)、欲入墮令父於坑、或構謀略、竊令達子細於関東、寛元定天下転変、其随一也、泰村反逆之時、以無実又奏達仙朝、聖主不信受之御、仍就縁者、以此趣達風聞東方、

とある一節がそうである。かくて良実は父道家から義絶され、その処分にあずからなかったのである。ただし良実は閔白を経た者であり、また西園寺家との関係から、二条家として独立し、近衛・九条について摂関家の一つとなった。

道家惣処分状の内容にふれることにする。まず寺社が掲げられている。

東福寺 寺領として九条河原菜苑九町、周防国得地上保、筑前国三奈木庄の三箇所が寄進されている。これらは寺の長老が一向管領し、寺官の内、監寺が毎年交代で下向し収納するよう定められている。筑前国三奈木庄は仁治元年十一月、関東より道家に進上された所である⁽³¹⁾。末寺が九箇寺と成就宮と号する惣社があり、社領として越中国四箇庄が宛行われている。ここは年貢百十石の地頭請所で、神主知行とあるが、前摂政実

経分にもこの庄が記載されており、同人が本所であることが知られる。

最勝金剛院 阿弥陀堂と称す。同院は道家の曾祖父忠通の創建したもので、院領としては山城国久世庄、曾束庄、伊賀国浅宇田庄、大内西庄、伊豆国井田庄、備後国坪生庄、下総国三崎庄、播磨国豊福庄、伊予国吉原庄の九箇所が忠通の時寄進した所として掲げられている。ただし、後の二庄は道家が新たに施入した所で、忠通の時は以上のほかに大和国高井庄、伊賀国大内東庄、音羽庄があり、計十箇所であった。その後、高井庄は長厳僧正が押領し、大内東庄は兼実が春日唯識会供料に寄せたので、その替りに吉原庄を入れ、伊賀国音羽庄は和泉国禅興寺の替として聖護院僧正と相博したので、豊福庄をもって入替えたものである。これら院領の年貢をもって寺用に宛て、本家職は諸子に相分けて付属すと註されている。惣処分状を検討して、本所職と庄園名を列記すると次の如くである。

一条実経―山城国久世庄、伊賀国浅宇田庄、大内西庄、伊豆国井田庄、備後国坪生庄、伊予国吉原庄

九条忠家―下総国三崎庄、播磨国豊福庄、備後国吉原庄、伊豆国井田庄、九条禅尼―山城国曾束庄、

右の各庄園は豊福庄、吉原庄を除き、すべて皇嘉門院讓状にもみえており、同門院領が忠通以来のものであるという前述を裏付けるものである。残りの二庄は道家の新御領である。

最勝金剛院にはさらに八条禅尼寄進領というのが六箇所記載されている。

る。伊勢国園倉庄、河内国高柳庄、稻富庄、越前国氣比庄、長田庄、讃岐国富田庄である。これは道家の叔父八条左大臣藤原良輔の所領であったが、後室八条禅尼が彼の遺言によって寄進した所である。檢校僧正慈源に付せしむべく契約があり、最勝金剛院領として知行することに定められている。この後、九条家領には名はあらわれず、一向沙汰の院領となつた所である。

普門院 快慶作の三尺十一面の観音像を安置し、観音堂と称する。覚縁という僧が建立した堂で、未完成で入滅したので、道家が東福寺長老円爾上人に付属せしめ、宿老住侶の病身修行の別庵とした所で、仏供灯明、僧衆粥齋食等の為に讃岐国飯田郷を寄せた。同郷も道家の新御領と思われる。以後、家領の中にあられぬ。

報恩院 兼実の草創終老地とある所で、忠通が多年所持し、皇嘉門院が相伝した舍利を奉納した多宝塔を安置する。院領として摂津国輪田庄と丹波国賀舎庄の二箇所が寄せられた。前者は九条忠家分に、また後者は尚侍殿分にも記載されているので、この二庄は上分を収納し、本家職はそれぞれ、忠家・尚侍殿に掌握されていた所である。

光明峯寺 道家が東山毘沙門谷に自らの終老地として造立した寺である。寺領として山城国小塩庄、播磨国千草村、備後国奴可東条が宛行われた。千草村は佐用庄の内で、本家九条忠家、奴可東条は本家尚侍殿と定め、年貢上分をもって寺用に宛てよとある。小塩庄は「一向於寺家進止」とし、本家の儀あるべからずとある。また「所充置庄、免雜事、為

一色地、以其年貢可充行」と書置かれている。このように小塩庄は寺家一向進止とあるが、後に九条・一条両家によって問題とされる所である。

以上で寺院関係をおわる。寺領の性格については、竹内理三氏が指摘されたとおり、寺院一向進止の地と、本所職を他に握られている地の二種類である。その内、八条院禪尼寄進地を除き、道家が宛行った一向進止の地は少なく、本所職を九条家一門に掌握されている方が多い。本所職を有する側についていうと、忠通—皇嘉門院以来の最勝金剛院領は一条実経が三分の二を保有し、兼実草創の報恩院、道家建立の光明峯寺の寺院領は九条忠家と、道家の女尚侍殿に分けられている。そして、忠家が本所職を有する庄園の方が、尚侍殿のよりはるかに豊かな庄園のように思われる。この本所職の処分形態に、道家の意志があるとすれば、相伝のものは一条実経に、新立のものは九条忠家となる。忠通以来ということは、摂関家の惣領意識がそこにかがわれ、実経をそこに据えたものである。それに対して忠家の立場は、摂関家内の九条家の設立とみなされるべきものであろう。

次に家地文書庄園として、一門のものに対する処分がある。処分状の記載順によって補足説明を加える。

宣仁門院 九条教実の女で、道家の孫にあたる。仁治二年(一二四一)十五歳で、四条天皇の女御となったが、翌年天皇はわずか十二歳で崩御され、寛元々々年(一二四三)院号宣下を受けられ、宝治元年(一二四七)出

家された薄幸な方で、道家もとくに心にかけていたのであろう。四条天皇御陵のある泉涌寺新御堂とその寺領として河内国石川庄、日向国平群庄と甲斐国経田庄が寄せられ、そのほか西山の草庵と家領として肥後国彼杵庄が宛行われた。石川庄と平群庄は式乾門院の寄附によるものである。同門院は後高倉院守貞親王の皇女で四条天皇の叔母にあたり、同天皇の准母の称号をおくられた方である。その関係から、四条天皇崩御の後、菩提を訪うため寄進されたものである。甲斐国経田庄は四条天皇崩御後の御事を奉仕するため、甲斐国が先規によって新立寄進した庄園で、供僧護摩用途に宛てられた。家領肥後国彼杵庄は肥前国の誤りであろう。ここは皇嘉門院領にみられず、新御領である。後に九条忠家に譲られ、以後九条家に相伝された。

近衛北政所 道家の女仁子で、近衛兼経の室となり、道家の近衛家接近の役割りをになわせられたものである。「尊卑分脈」に「閔白兼経公北政所、深心院(善寺)閔白母、号靡殿」とある。彼女は讃岐国託間庄と美作国大井新庄が譲られた。共に道家の新御領である。託間庄は一期の後、道家の妹菩提院禪尼に譲るよう規定がある。それ以後は大井新庄と共に不明である。

九条禪尼 道家の長子教実の室で、忠家の生母である。家地として法性寺田中殿が譲与された為に田中禪尼とも称される。所領は家領十箇所が宛行われた。伊勢国五真加利御厨と加賀国熊坂庄を除いた八箇所はすべて宜秋門院領の中にみえるところで、山城国曾束庄、和泉国大泉庄の年

貢は宜秋門院高野護摩供料に宛てる所で、領家職を禪尼に譲ったものである。この二庄は以後九条家領にはみられなくなる。伊勢国和田庄以下は、禪尼一期の後に宣仁門院に譲り、それから九条忠家の子息に譲るよう規定された。後の九条忠教讓状には宣仁門院の讓状がある旨記載があり、さらに建武三年注進の「九条家当知行地目録案」⁽³⁴⁾には、熊坂庄を除き、庄名が載せられている。熊坂庄は「重書目録」第十グループ八条院から春花門院への御讓文中に、この庄がみえたとあり、それにより素性がわかる。弘安二年東福寺に寄進されている。⁽³⁵⁾

尚侍殿 道家の末女佐子である。延応二年(一二四〇)四条天皇の尚侍となったので、こうよばれる。天皇の早世によって、宣仁門院と同じくその後は引籠られたので、道家もとくに気をつかったのであろう。家地として芬陀利華院、家領としては宜秋門院から相伝の五箇所、新御領八箇所、別当三位讓進の四箇所、合計十七箇所の庄園と三箇国の庁次が宛行われた。以上の所領について、別当三位寄進領以外は一期の後に、前摂政(実経)子息に譲ること、別当三位寄進領は尚侍殿御意にまかすと定められている。この規定は実行され、前者はこの後の九条家領にはみられない。後者の別当三位寄進領は九条家に譲られ、忠教作成の「文庫文書目録」⁽³⁶⁾の家領文書目録中に四庄とも名がみられる。ただし筑前国山鹿庄、土佐国安芸庄の二庄は二条前関白知行と註記されている。あとの常陸国村田庄、備後国小豆嶋は建武三年の「九条家当知行地目録案」⁽³⁷⁾にも記載されている。

前摂政 道家が鐘愛したといわれる第三子一条実経である。家地として一条室町亭が譲られた。実経および彼の子孫が「一条」を家名とするゆえんである。この亭は母である准后従一位倫子の領で、藻壁門院に譲られ、同門院が崩御した後、門院の猶子として実経に譲与されたものである。家領としては、相伝の地十九箇所、新御領十七箇所⁽³⁸⁾、佐々木女房讓進の四箇所、以上所領合計は四十箇所となる。ただし新御領の内、丹後国丹波庄は国司が故なく顛倒し、筑後国三毛山門庄は安嘉門院が押領しているという。この外に大番舍人三箇国の半分、八田庄半分がある。

右大臣 道家の孫忠家である。父教実が早世したため祖父道家に育てられた。本処分状作成時点で二十二歳であった。家地として九条富小路亭、家領としては相伝の所領十四箇所、新御領十二箇所⁽³⁹⁾、所領の合計は二十六箇所である。その内和泉国御酢免と美濃国郡戸庄が国司顛倒、地頭年貢未進の地であるという。このほか大番舍人三箇国半分、八田庄半分が譲られた。

姫君 詳しい素性はわからない。尾張国大県社(二宮)と越後国白河庄の二箇所が譲られているが、徳治三年(一二三〇)正月一日付九条忠教讓状の中に「粟生禪尼遺領大県社・白河庄」とあり、前後するが、正応六年(一二九三)三月十七日付の同じく忠教讓状には、家地・家領事として十七項目の伝来を示す文書を掲げ、その中に「一通 禅閣賜粟生禪尼御讓状白川庄」というのがある。また永仁六年(一二九八)作成の「尾張国大県社相伝次第」というのがあり、それにも「粟生姫君峯殿讓」とあ

複するため、寺院領で本所職を諸子に与えられているものは、本所側の数に入れた。したがって寺院領は一向進止地だけを出した。道家保有所領の絶対数を知るためである。

三 惣処分状の意義

道家はその惣処分状によって、所領を一条家と九条家に分配し、兩家を分立させた。すでに義絶された良実は二条家を立て、ここに道家流は三家に分立したのである。道家は家領を分割してまで、なぜ家を分立させたのであろうか。この惣処分状の目的はどこにあり、また一条・九条兩家はどのような関係を与えられたのであろうか。このような問題が提起される。単純に数だけではいえないが、兩家に配分された所領数は一条家の方が多い。寺院管領は氏長者、家長者にとって重要な権限である。道家は、寺院領本所職のところで指摘したように、最勝金剛院のような一流伝来の寺院管理を一条実経に、家祖兼実・道家の創建にかゝるもの管理を九条忠家に預けた。兩家共に子孫への所領相伝については、大位（摂政・関白）に登るべきものにのみ許すとあり、凡庶に混ざるような場合は家長に附すべきと定めていることは、兩家がまた一家に戻ることも予想しているのである。ただ二条家への移譲は絶対禁止している。建長二年、この惣処分状作成の時点で道家一門中、摂関の大位を経たものは、義絶した二条良実を除き、一条実経のみであった。実経は二十八

歳、九条忠家は二十二歳、叔父甥の関係にあるとはいえ、年齢の接近した二人は競争相手でもあった。道家の狙いは、この兩者を併立、併存させるところにあった。忠家は道家の順孫といいながら、年齒若く、未だ摂関の経験もなく、あまつさえ宮騒動以来、道家一門は政治的危機にあり、忠家の前途も多難が予想された。そこで一流の存続をはかるためには、実経の大位実績に依存する必要があったのである。もし忠家が摂関の地位につけなかった場合でも、実経とその子孫が道家流を存続できる可能性を期待したのである。その故に道家はあえて所領を分割し、一条・九条兩家併立の基盤をつくったのである。

惣処分状作成の目的のもう一つは、兩家併立・家領分割にともなう家領の再構成である。

道家は惣処分状を作成するにあたって、家相伝の文書類を整理した。それが彼の死後に完成した前述の「重書目録」である。これに記載された譲状・支証の類はその後使われることなく、各所領の支証となるのは、道家惣処分状これである。このことは、一条・九条兩家分立にとまない、家領が再確認、再構成され、各家領の根拠がこの惣処分状であることを示している。

また、九条家領の成立を段階的に考えるならば、兼実―道家の段階は近衛家領に対する兼実流九条家の家領形成期で、道家の段階で、これを再編成、分割して、一条・九条兩家併設となる。道家惣処分状以後の九条家領は兼実以来のものの一部で、いわば狭義の九条家領といえる。

所領名	史料
但馬国 赤崎庄	御堂
加賀国 小坂庄	御堂
加賀国 勅旨田	御堂
岩倉	御堂
遠江国 小奈御厨	御堂
丹波国 小幡位田	御堂
山城国 小塩庄	御堂
大和国 清澄庄	御堂
摂津国 有馬温泉庄	御堂
河内国 高柳庄	御堂
河内国 稻富庄	御堂
伊勢国 藪倉庄	御堂
近江国 伊庭庄	御堂
高天寺	御堂
田井庄	御堂
西堂	御堂
越前国 気比庄	御堂
越前国 長田庄	御堂
能登国 町野庄	御堂
美濃国 下有智御厨	御堂
中村庄 (安田庄内力)	御堂
下桂	御堂
湊	御堂
尾張国 但馬保	御堂
尾張国 二宮庄	御堂
高松殿跡地	御堂
甲斐国 志摩庄	御堂

所領名	史料
常陸国 田中庄	御堂
安房国 (光厳院御代より)	御堂
丹波国 多紀庄	御堂
播磨国 田原庄	御堂
播磨国 安田庄	御堂
播磨国 久留美庄	御堂
播磨国 赤目庄	御堂
播磨国 蔭山庄	御堂
但馬国 新田庄	御堂
周防国 得北保	御堂
讃岐国 富田庄	御堂
讃岐国 飯田郷	御堂
土佐国 片山庄	御堂
土佐国 大麻庄	御堂
筑前国 三奈木庄	御堂
九条河原菜園	御堂

補注 1、東庄、西庄、本位田、新位田、豊福村、江河村、赤松村、千草村、土
 万村を含む。
 2、本庄、大方庄、山田庄、以南村、加納久礼別符を含む。
 3、表1の計と異なるのは、1では和泉国御酢免を、一条実経分、九条忠
 家分の相方に重複しているからである。
 史料出典、上段より、1、2：7
 1、天理図書館所蔵、平安遺文三九一三号。

- 2、天理図書館所蔵、竹内理三氏「講座日本荘園史・荘園と貴族七」（日本歴史第一五一号所収）参照。
- 3、九条家文書第五号。
- 4、同右第一五〇三号九条家文庫文書目録。
- 5、同右第三号左大将家政所注進当知行地目録案。
- 6、同右第二八号九条経教遺誡。
- 7、同右第三四号九条家領目録案。

注

- (1) 竹内理三氏「講座日本荘園史第三十、三十一」（日本歴史第一五一、一五二号所収）。
- (2) 水戸部正男氏「殿下渡領の性質」（法制史研究四所収）。
- 橋本義彦氏「藤氏長者と渡領」（『平安貴族社会の研究』所収）。
- 義江彰夫氏「撰関家領相統の研究序説」（史学雑誌七六一四所収）。
- なお宮内庁書陵部編「御撰錄渡庄目六」解題参照。
- (3) 義江氏前掲論文。
- (4) 冷泉宮領は小一条院の女僮子（号冷泉宮）から麗子が伝領されたもので、僮子の母は道長の女寛子で、彼女が父道長から家領を譲られていることは「栄華物語」などから察せられ、冷泉宮領と称するのはこの時譲られた系統のものである。
- (5) この事については村田正言氏「撰関家領に対する公武の政策」（国史学三十九号所収）にくわしい。
- (6) 多賀宗隼氏「玉葉索引」解説四六〇頁。
- (7) 九条家文書（図書寮叢刊、以下同じ）第一六〇八号。
- (8) 『玉葉』各年九月十五日条。
- (9) 九条兼実処分状（天理図書館所蔵、鎌倉遺文一四四八号）。
- (10) 『玉葉』嘉応元年十一月十九日条。
- 『恩管抄』卷六。
- (11) 『玉葉』養和元年十二月五日条。

- (12) 『殿曆』嘉承元年十一月十日条、同年十二月四日条、
- 『中右記』同年十一月十一日条。
- (13) 『永昌記』保安五年四月二十八日条。
- (14) 『兵範記』久寿三年七月二十日条。
- なお、高陽院は久寿二年十二月十六日薨じ、その翌年七月、同院領が忠実から忠通に譲与されていることは、同院領が速やかに回収されたことである。
- (15) 義江氏前掲論文。
- (16) 皇嘉門院讓状（天理図書館所蔵、平安遺文三九二三号）。
- (17) 村田氏前掲論文。
- (18) 注(16)に同じ。
- (19) 所領名は表Ⅱ参照。
- (20) 九条家文書第一四九九号。
- (21) 「重書目録」に掲げられた文書は、天理図書館所蔵の皇嘉門院讓状と九条兼実処分状を除き、現在はすべて伝っていない。
- (22) 注9参照。
- なお、九条家文書第一号。（天理本の抄である。）
- (23) 九条家文書第一号。（兼厚）
- (24) 皇嘉門院讓状に「二ゐの中將のたつひめ君」とある。
- (25) 上横手雅敬氏「承久の乱」（岩波講座『日本歴史』、中世Ⅰへ一九六二年）所収。
- (26) 兼実の宜秋門院宛処分状の本文に記されている。
- (27) 『明月記』嘉祿二年三月二十三日条、同三年九月十一日条。
- (28) 道家の経歴については、最近の花田雄吉氏「九条道家とその日記『玉葉』」（昭和五十二年十月二松学舎大学論集・国文学編所収）にくわしい。また、彼の政治的活動およびその意義については、上横手雅敬氏「鎌倉幕府と公家政権」（岩波講座『日本歴史』、中世Ⅰへ一九七五年）所収、および山本博也氏「関東申次と鎌倉幕府」（史学雑誌八六一八所収）に詳説されている。小論も啓発されるところ大きかった。

- (29) 九条家文書第五(1)号。
- (30) 同右第三(1)号。
- (31) 同右第一四九八(1)号。
- (32) 同右第一六一(1)号。
- (33) 同右第一八一(3)号。
- (34) 同右第二三号。
- (35) 『東福紀年録』弘安二年項。
- (36) 九条家文書第一五〇三号。
- (37) 同右第二三号。
- (38) 土佐國幡多郡本庄・大方庄・山田庄・以南村・加納久礼別符は合せて一とした。
- (39) 播磨国佐用庄内東庄・西庄・本位田・新位田・豊福村・江河村・赤松村・千草村・土万村は合せて佐用庄として一とした。
- (40) 九条家文書第一六一(1)号。
- (41) 同右第一八一(3)号。
- (42) 同右第一四四一号。
- (43) 『山城名跡巡行志』第五。
- (44) 九条家文書第一四九六号。
- (45) 同右第一四九八号。
- (46) 同右第九(2)号。
- (47) 同右第一六一(1)号。
- (48) 同右第一五〇三号。
- (94) 同右第二三号。
- (50) 同右第二八号。
- (51) 同右第三四号。